

令和8年度第2回山口市地域公共交通会議 議事次第

日時：令和8年6月3日(水)10:30～11:30

場所：山口市役所5階 会議室503・504

1 開 会

2 議 事

(1)山口市阿東生活バス（交通空白地有償運送）の変更登録について 資料1

3 その他

・10月以降の阿東生活バスについて その他資料1

・山口県地域公共交通ビジョンの策定について その他資料2

4 閉 会

令和8年度第2回山口市地域公共交通会議席次表

令和8年6月3日（水）10時30分～
山口市役所5階 会議室503・504

	山口市都市整備部長 今井 宏二 会長	
大阪大学教授 招へい教授 森栗 茂一 委員		防長交通株式会社 乗合営業部長 河合 貴志 委員
私鉄中国地方労働組合 防長交通支部山口分会長 宗本 典之 委員		山口地区タクシー協会 有限会社嘉川タクシー 代表取締役社長 後藤 聖治 委員
国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 山口国道維持出張所長 山根 裕市 委員		山口地区タクシー協会 島地タクシー有限会社 代表取締役 則安 聡一郎 委員
山口県防府土木建築事務所 山口支所維持管理第二課長 中嶋 行彦 委員		公益社団法人山口県バス協会 専務理事 藤原 徳行 委員
山口県山口警察署 交通課長 木谷 浩平 委員		一般社団法人山口県タクシー協会 専務理事 丸山 浩 委員
山口県山口南警察署 交通課長 上門 寛子 委員		山口市自治会連合会 理事 増本 好夫 委員
山口県観光スポーツ文化部 交通政策課主査 田中 実 (オブザーバー代理)		国土交通省中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 寺崎 泰弘 委員代理

事業主体	事務局				
阿東総合支所 地域振興課	山口市交通政策課主幹 岡村 浩二	山口市交通政策課長 古谷 弘之	山口市都市整備部次長 小野 智紀	山口市都市整備部 技術担当次長 山根 智成	山口市交通政策課副主幹 村上 久美子

随 行 席
随席

傍聴席	傍聴席	傍聴席
-----	-----	-----

令和8年度山口市地域公共交通会議 委員名簿

No.	役職名	所 属 団 体	職 名	氏 名
1	会 長	山口市都市整備部	部長	今 井 宏 二
2	委 員	防長交通株式会社	乗合営業部長	河 合 貴 志
3	委 員	宇部市交通局交通事業課	副課長	黒 田 寛
4	委 員	有限会社嘉川タクシー	代表取締役社長	後 藤 聖 治
5	委 員	島地タクシー有限会社	代表取締役	則 安 聡 一 郎
6	委 員	公益社団法人山口県バス協会	専務理事	藤 原 徳 行
7	委 員	一般社団法人山口県タクシー協会	専務理事	丸 山 浩
8	委 員	山口市自治会連合会	理事	増 本 好 夫
9	委 員	国土交通省中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画専門官	松 村 昌 彦
10	委 員	私鉄中国地方労働組合防長交通支部	山口分会長	宗 本 典 之
11	委 員	大阪大学	招へい教授	森 栗 茂 一
12	委 員	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所山口国道維持出張所	所長	山 根 裕 市
13	委 員	山口県防府土木建築事務所山口支所維持管理第二課	課長	中 嶋 行 彦
14	委 員	山口県山口警察署交通課	課長	木 谷 浩 平
15	委 員	山口県山口南警察署交通課	課長	上 門 寛 子
16	オブザーバー	山口県観光スポーツ文化部交通政策課	課長	吉 森 照 通

山口市阿東生活バス(交通空白地有償運送)の変更登録について

＜篠生・生雲・地福地区公共ライドシェア実証運行事業の開始＞

1 空白地有償運送の必要性及び変更点・変更理由

山口市阿東生活バスの運行路線のうち、徳佐嘉年線と徳佐生雲線においては、通学児童・生徒に対応するため、乗合バス車両での運行が必要な中で、当該車両を有する阿東地域内の交通事業者がいらないため、市が所有する車両で運行する必要があります。また、両路線運行地域である徳佐～開籠間及び生雲の田野上～開作間においては、路線バスが運行されておらず、バス等の公共交通機関による住民への十分な輸送サービスの確保が困難な状況であるため、現在、交通空白地有償運送（登録期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日まで。3年ごとに更新）を行っています。

加えて、地域の面積は広大で、かつ、地域内にタクシー事業者があるものの、所有する車両台数が多くないことや営業所が遠隔地にあることなどで旅客の需要に的確に応じることが困難になってきています。

については、地域における需要に応じた住民生活に必要な旅客輸送の確保や旅客の利便の増進を図るため、区域運行の新設を行うものです。

〈区域運行の新設〉

・篠生・生雲・地福地区公共ライドシェア実証運行事業

2 運行の態様

区域運行（路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行）

3 旅客から収受する対価

※対価は、道路運送法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、実費の範囲内であり、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内

区 分	金 額
中学生以下の子ども	無 料
高校生以上（同地区内移動、地区を跨る移動で10km未満の運行）	1乗車につき 200円
高校生以上（地区を跨る移動で10km以上の運行）	1乗車につき 400円
障がい者※1（同地区内移動、地区を跨る移動で10km未満の運行）	1乗車につき 100円
障がい者※1（地区を跨る移動で10km以上の運行）	1乗車につき 200円

※1 「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを提示すること。

4 事業計画

① 運行開始日

令和8年8月3日（予定）

② 運送の区域

山口市阿東地域の一部（篠生・生雲・地福地区）

※旅客の発地及び着地ともに上記区域内とする

③ 運送しようとする旅客の範囲

地域住民

観光旅客その他の当該地域を来訪する者

※地域内にタクシー事業者があることを踏まえ、地域内の病院・公共施設・商店・理美容院・金融機関・駅・バス停などの拠点への行き来に限定（「3 旅客から収受する対価」に示す2区分「同地区内移動」及び「地区を跨る移動で10Km以上の運行」の金額分類表は「別添資料1－1」のとおり）

④ 運行車両

運行事業者	車両
NPO法人ほほえみの郷トイトイ	軽自動車1台
地福タクシー	普通車1台

⑤ 予約方法

乗車の前日までに、電話で予約する。

5 運行計画

① 運行日

月～金曜日

※土曜日、日曜日、祝日、盆（8月14日～16日）、年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）は運休

② 運行ダイヤ

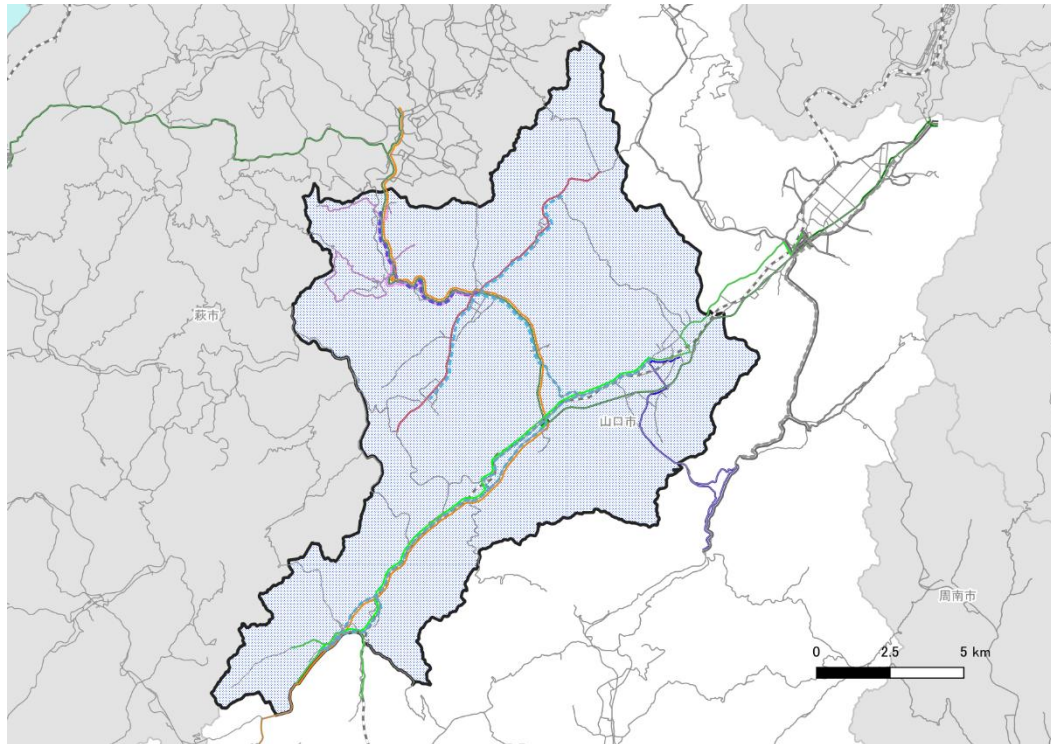
8時半から18時までの間

③ 運送の区域図

別添資料1－2

移動拠点	目的地	地区	利用料金200円(10km未満)								利用料金400円(10km以上)							
生雲分館	藤原医院 生雲郵便局 オリープ美容室 かつたウシヤマモト	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	若小幡	葉ツ久	赤根屋	的場	笠石	南界				
			桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代									
生雲 小学校	阿東老人ホーム	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	全域															
		地福	山田	岡	市	惣原	若小幡	葉ツ久	桜乃里	名草	店屋	赤根屋	的場	笠石	用路	南界		
			鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代											
防長 生雲 バス停	J A生雲支所 中市屋商店 Yショップ生雲店 サナエ美容室	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	若小幡	葉ツ久	赤根屋	的場	笠石	南界				
			桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代									
防長 生雲中央 バス停	たなか歯科医院 阿東幹部交番 県土木事務所	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	若小幡	葉ツ久	赤根屋	的場	笠石	南界				
			桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代									
ほほえみの 郷 トイトイ	澤田医院/原医院 西村商店 ミエ美容室 内藤美容院	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	寺田		田野	矢柱	正地	中河内	姥金	本郷	天子	開作
		地福	全域															
地福分館	市社協阿東支部	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	寺田		田野	矢柱	正地	中河内	姥金	本郷	天子	開作
		地福	全域															
さくら 小学校	地福保育園 さえき美容室	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭	篠目							
		生雲	大野															
		地福	姥金	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	寺田	田野	矢柱	正地	中河内	本郷	天子	開作	蔵目喜
			全域															
阿東 中学校	地福郵便局	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	寺田		田野	矢柱	正地	中河内	姥金	本郷	天子	開作
		地福	全域															
J R 地福駅	フミ理容店	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地		千頭	大野	篠目					
		生雲	古市	相上	栄町	本町	上新町	寺田			田野	矢柱	正地	中河内	姥金	下新町	中村	本郷
		地福	全域								開作	蔵目喜						天子
J R 名草駅		篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭	親睦	橋本	細野	田代	中郷	見附	文珠	
		生雲	大野	御堂原														
		地福	中河内	姥金	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	田野	矢柱	正地	天子	開作	蔵目喜		
			寺田	本郷														
防長 山田橋 バス停	J A 地福支所	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭	篠目							
		生雲	大野															
		地福	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	寺田		田野	矢柱	正地	中河内	姥金	本郷	天子	開作
			全域															蔵目喜
防長 向原バス停	阿東園 働く人の店 Am i	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭	細野	田代	中郷	見附	文珠			
		生雲	大野	御堂原	親睦	橋本												
		地福	中河内	姥金	古市	相上	栄町	本町	新町	中村	田野	矢柱	正地	天子	開作	蔵目喜		
			寺田	本郷														
篠生分館	篠生郵便局 J A長門峡支所 道の駅長門峡	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	天子	開作							田野	矢柱	正地	中河内	姥金	古市	相上	栄町
											新町	中村	寺田	本郷	蔵目喜			本町
J R 三谷駅	三谷駅入口 バス停 樹里庵	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
J R 長門峡駅		篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
J R 篠目駅	田中理容所	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
J R 渡川駅		篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
防長 大晩橋 バス停	山口文具	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
防長 千頭バス停		篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
防長 もみじ茶屋 バス停	もみじ茶屋	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路
防長 中郷バス停	ビュティサン ami	篠生	持坂	開敷	牛入屋	三谷	榎谷	渡川	築地	千頭								
		生雲	全域															
		地福	山田	店屋	岡	市	用路	惣原	南界	若小幡	赤根屋	的場	笠石					
			葉ツ久	桜乃里	名草	鷹の巣	荒瀬	向原	杉原	田代	山田	赤根屋	店屋	的場	笠石	岡	市	用路

運送の区域図



① 公共ライドシェア（区域運行）

バス路線

- ② 蔵目喜線
- ③ 地福徳地線
- ④ 徳佐篠生線
- ⑤ 徳佐生雲線【78条】
- ⑥ 吉部～三谷駅入口～県庁前～湯田温泉
- ⑦ 東萩駅前～吉部～三谷駅入口～津和野
- ⑧ 徳佐西側線
- ⑨ 徳佐東側線
- ⑩ 徳佐駅～活性化センター／猿岡循環線
- ⑪ 徳佐嘉年線【78条】
- ⑫ 堀～柚野

事業費

事業全体費用：568万円、補助対象経費：560万円

事業主体/運行主体

事業主体：山口市、運行主体：山口市
構成員：地福タクシー、NPO法人ほほえみの郷トイトイ、山口トヨタホールディングス㈱、地域団体、地域交流センター(分館)

事業背景・目的

- 阿東地域の篠生・生雲・地福地区では、鉄道、路線バス等が地域の移動を担っているものの、当地区は中山間地域、過疎地域に指定され、著しい人口減少・高齢化が進展する中で、山間部の広大なエリアに集落が点在し、**交通拠点までの移動できないという交通空白が生じている。**
- こうした中、地域のNPO法人「ほほえみの郷トイトイ」が、R6～7年度にかけて、トヨタモビリティ基金の支援を受け実施したドア・トゥ・ドアによる無料送迎サービスでは一定の需要が確認されており、こうした**利便性の高い移動手段を確保するための地域の交通ネットワークの再構築が喫緊の課題となっている。**

事業概要

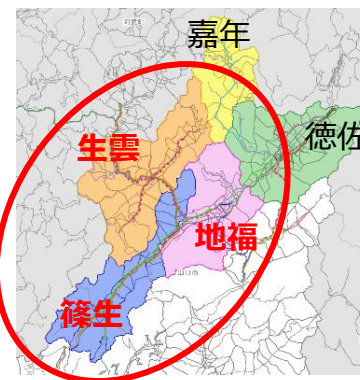
交通サービス	公共ライドシェア
運行形態	区域運行
法的区分	道路運送法78条2号
運行頻度	月～金 8時半から18時まで
旅客から収受する対価	1乗車あたり200円、一定距離以上は400円
実施内容	阿東地域の篠生・生雲・地福での有償運送

運行期間

令和8年8月～令和9年1月

事業実施地域

山口県の阿東（あとう）地域のうち3地区（篠生・生雲・地福）



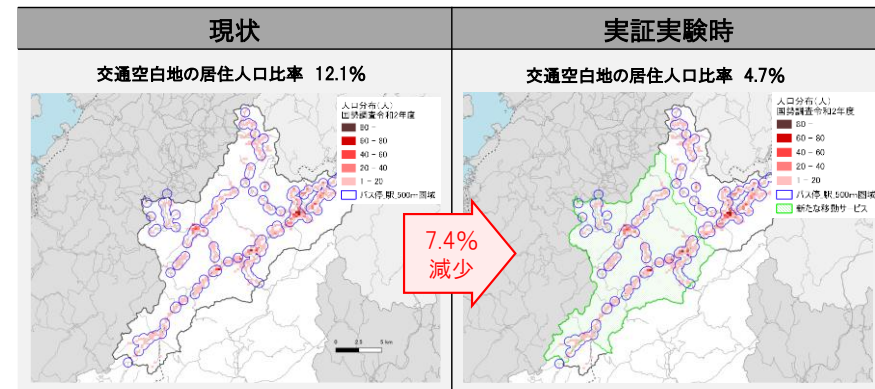
見込まれる事業効果

【定性・定量効果】

- ・生活バスの利用者数（実証前のボランティア輸送の利用者数含む）の維持
- ・「路線定期運行の生活バスよりも、公共ライドシェアが導入されたことで利便性が向上した」との利用者の評価の獲得

【「交通空白」への効果（公共交通空白地の居住人口比率※の減少）】

阿東地域の現況値12.1% ⇒ 導入後 4.7%（7.4ポイント減少）



※公共交通空白地とは、鉄道駅・バス停から500m以上、公共ライドシェアの運行区域外

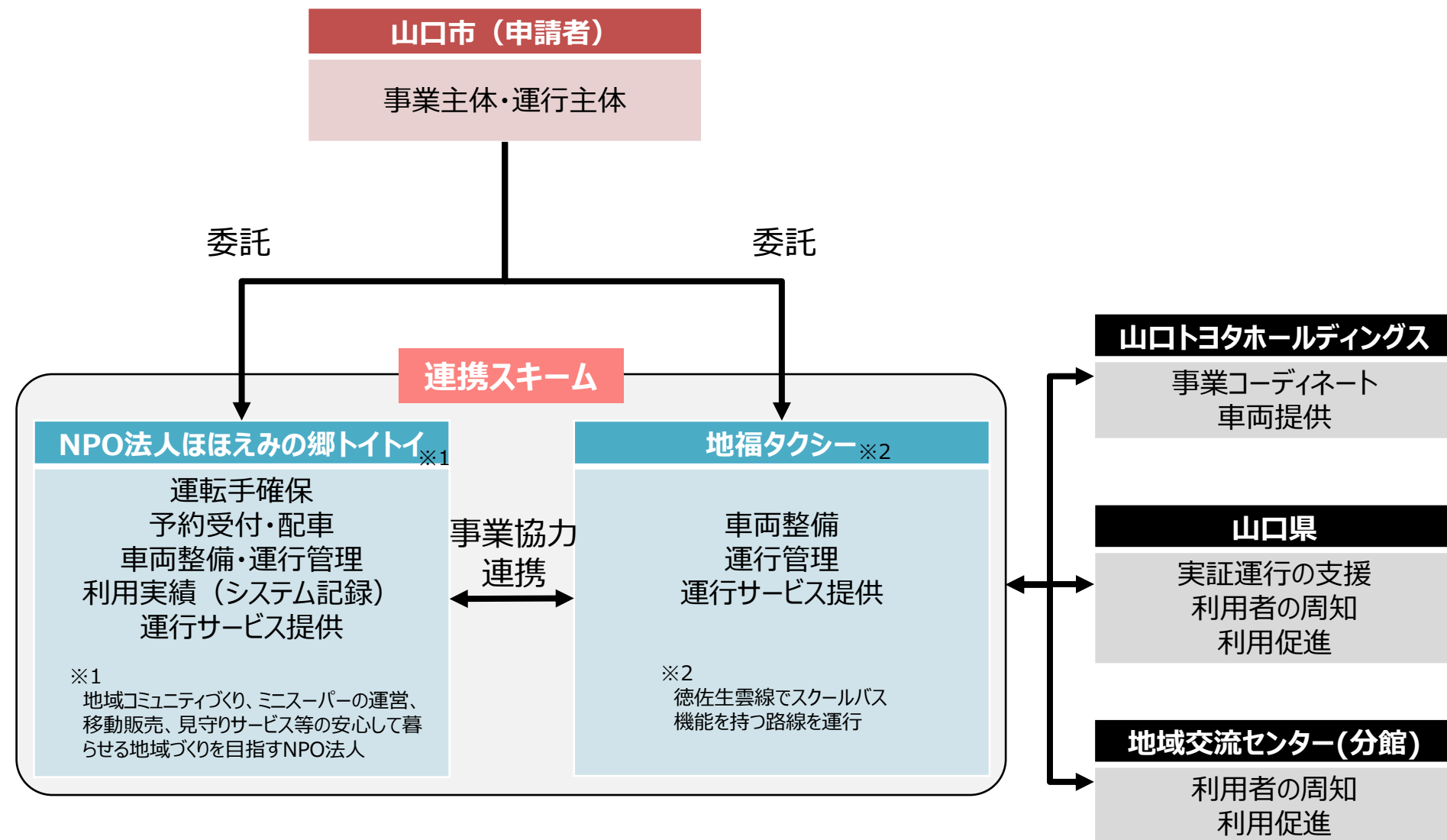
補足資料1-1

事業イメージ

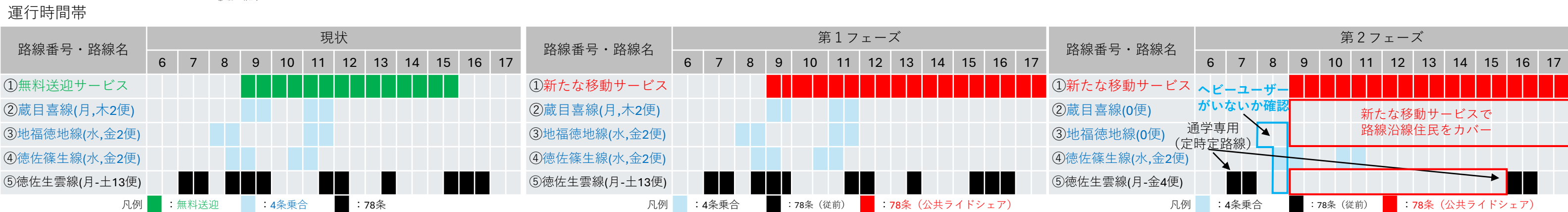
- 山口市が事業主体となり、道路運送法第78条第2号に基づく**公共ライドシェア（区域運行）**を導入する。
- 実証期間中は、NPO法人による無料送迎を**公共ライドシェアへ転換し安定的な運行体制を確立し**、利用データの分析をもとに**公共ライドシェアと重複する生活バスを再編し**、阿東地域の**交通ネットワークの再構築**を目指す。

事業実施体制

補足資料1-2



無料送迎サービスと生活バスで地域の移動手段を担う。 ※基幹交通としてJR山口線・路線バス（防長交通）がある。	無料送迎サービスを公共ライドシェアへ転換する。 公共ライドシェアと生活バスで地域の移動手段を担う。	公共ライドシェアと重複していた生活バスの一部を廃止する。（登下校便は残す） 生活バスを公共ライドシェアで補完する形になる。
---	--	--



1

生活バス時刻表

●お問い合わせ先

阿東総合支所地域振興課
TEL 083-956-0117

●忘れ物や運行ダイヤに関すること

①②③④……(有)徳佐タクシー TEL 083-956-0640
⑤⑥⑦⑧……地福タクシー TEL 083-952-0305

阿東生活バス・鉄道路線図



山口県地域公共交通ビジョン の策定について

山口県観光スポーツ文化部
交通政策課

山口県地域公共交通ビジョン策定趣旨

- 長期的な人口減少や担い手不足の顕在化など、社会経済情勢が変化していく中であっても、地域公共交通を守り、元気にしていくため、本県の実地公共交通の目指すべき将来像をとりまとめた「山口県地域公共交通ビジョン」を策定し、その実現に向けて関係者が一丸となって取組を推進する。
- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に定める「地域公共交通計画」（法定計画）として策定
 - ➡ 新たに、法第6条に基づく協議会（法定協議会）を設置し、ビジョン策定・実施に係る協議を実施

「山口県地域公共交通協議会」について

-  **【設置時期】** 令和 8 年 6 月 1 日（予定）
-  **【事 務 局】** 山口県観光スポーツ文化部 交通政策課
-  **【協議事項】** ビジョンの策定・変更に関すること
ビジョンの実施に関すること
その他必要な事項
-  **【会議予定】** 年 2 回程度実施
※第 1 回協議会： 6 月 5 日(金) 開催予定

区分	委員（案）
自治体	山口県知事【会長】 市長会会長（下関市長）【副会長】 町村会会長（阿武町長）【副会長】 山口県観光スポーツ文化部長
事業者	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部広島支社長 錦川鉄道株式会社代表取締役社長 公益社団法人山口県バス協会会長 一般社団法人山口県タクシー協会会長 山口県旅客船協会会長
道路管理者	国土交通省山口河川国道事務所長 山口県土木建築部長
公安委員会	山口県警本部交通部長
学識経験者	山口大学大学院創成科学研究科 榊原教授
利用者	公募委員（2名）
国	国土交通省中国運輸局山口運輸支局長



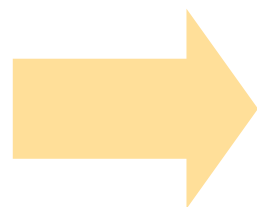
「山口県地域公共交通ビジョン」策定方針

- ◆ 令和8年度～9年度の2か年で策定予定
 - 〔 ・ 令和8年度：ビジョン骨子
・ 令和9年度：ビジョン策定 〕
- ◆ 各市町との意見交換、住民アンケート、事業者ヒアリング等を踏まえ、計画案等を検討
 - ※意見照会などの詳細については、事業実施に係る契約締結（7月下旬頃）後、調整させていただきます。
- ◆ 「地域間幹線の位置付け」についても検討

「山口県地域公共交通協議会」部会について

【法第6条に基づく協議会】

原則として、関係団体の代表のみではなく、計画に関係する全ての公共交通事業者、自治体等を構成員とする必要がある。



各市町の地域公共交通会議を、山口県地域公共交通協議会の部会として位置付け

※各市町地域公共交通会議と連携の上、ビジョンに反映
(地域公共交通会議に県交通政策課職員が出席の上、ビジョン策定に係る報告等を実施するとともに、各市町会議での状況等を把握)

令和 8 年度当初予算の概要（抜粋）

（２）持続可能な交通ネットワークの実現

長期的な人口減少や担い手不足の顕在化などの社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な交通ネットワークを構築します。

新 地域公共交通リ・デザイン推進事業(P.33)

170,000千円

地域公共交通を守り、元気にしていくため、官民一体となって本県の地域公共交通の目指すべき将来像を検討・共有するとともに、運転士の確保や地域公共交通DXの促進など、地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性向上の取組を推進します。

持続可能な地域公共交通システムの確立に向けた取組

●「山口県地域公共交通ビジョン（仮称）」の策定

- ▶官民多様な主体で構成する協議会を設置し、全県を対象とした地域公共交通計画を策定



●バス・タクシー運転士の採用強化

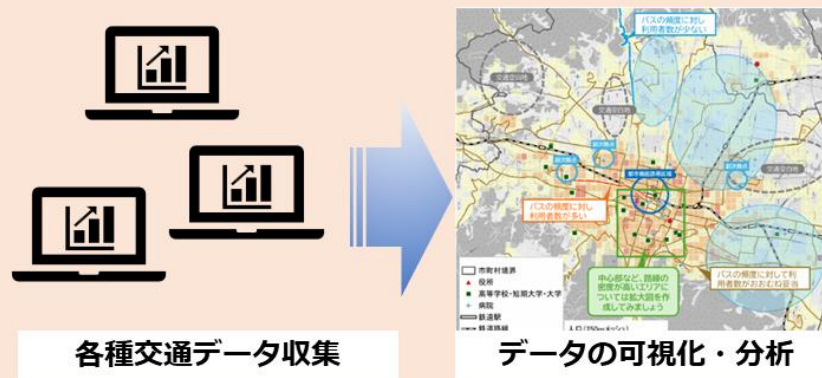
- ▶女性や若者が働きやすい労働環境整備や短時間勤務職員の第二種免許取得経費を支援



●地域公共交通DXの促進

- ▶県内全域の交通データ等を収集し、可視化・分析できるデータ基盤を構築
- ▶事業者の効率性向上等を図るシステム整備を支援

【交通データ基盤構築イメージ】



※国土交通省
「地域公共交通計画の「アップデートガイダンスver1.0」」より引用

令和 8 年度当初予算の概要（抜粋）

ア 快適で住みやすい生活環境づくりの推進

新 地域公共交通リ・デザイン推進事業

170,000千円

地域公共交通を守り、元気にしていくため、県全体の地域公共交通の目指すべき将来像を関係者と検討・共有するとともに、運転士不足の解消や地域公共交通DXの促進など、地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性向上の取組を推進します。

【実施主体】 県

【事業内容】

1 「山口県地域公共交通ビジョン（仮称）」の策定

▽本県が目指す地域公共交通の将来像を取りまとめた「山口県地域公共交通ビジョン（仮称）」を策定し、市町や交通事業者などの関係者と共有した上で、地域の実情に応じた効果的な施策を展開

2 バス・タクシー運転士の採用強化

《運転士の労働環境整備》

▽女性や若者の採用増加を図るため、労働環境整備に対する補助金を創設
[補助上限] 4,000千円

《第二種免許取得経費の支援》

▽短時間勤務職員の第二種免許取得経費を支援
[補助率] 1/2 [補助上限] 大型270千円、普通120千円

《交通事業者と連携した取組》

▽移住フェアやバス運転士専門就職イベントへの出展による就業PR
▽外国人運転士受入環境整備、運転士イメージアップに関する取組

3 地域公共交通DXの促進

《モビリティデータ基盤の構築》

▽県・市町が社会情勢や地域の実情に応じた交通政策を実施できるよう、様々な交通データを収集し分析するためのデータ基盤を構築

《新モビリティサービス導入推進》

▽キャッシュレス決済システムの改修・利便性向上や運転士配置支援システムの導入等の取組を支援
[補助上限] 3,000千円

▽新モビリティサービスの導入による地域交通課題の解決を図る市町に、ノウハウに精通した専門家を配置



ポイント

県全域を対象とした地域公共交通計画の策定や、県内の交通データを収集・分析するための基盤構築等の新たな取組を通じ、持続可能な地域公共交通へのリ・デザインを推進

モビリティデータ基盤の構築 について

背景：地域公共交通を取り巻く課題

○利用者減少の影響

人口減少と少子高齢化により地方の公共交通利用者が減少

○交通データの課題

必要とする交通データが十分に整備・共有されておらず、収集に時間とコストがかかる。

○行政の課題

限られた予算・人員での路線維持や再編、デマンド交通導入などの判断が困難



地域公共交通の維持・確保にむけて、県と市町が共通して使える交通データを可視化できる基盤を構築する

基盤の概要

共通的な基盤の中でデータを統合・可視化し、**施策判断や課題検討などの意思決定をデータによって支援**



具体的な利用データ・活用方法

○公共交通利用実績データ

利用者数や乗降数、利用傾向を把握可能です。

○運行データとの連携

GTFS等の運行データと組み合わせ、供給側と需要側の関係を同時に確認できます。

○人流データ活用

スマートフォン位置情報を基に人の移動全体を面的に捉え、分析がより広範囲になります。

○直感的なダッシュボード設計

専門ソフト不要で誰でも使えるダッシュボード形式で、日常業務での利便性を高めます。

想定利用者

- ・ 県、市町の交通政策担当職員
- ・ 交通事業者
- ・ 交通政策業務関係者（業務受託者、市町会議委員 等）

今後のスケジュール等



令和 8 年度

- ・ プロトタイプリリース



令和 9 年度

- ・ 人流データ実装
- ・ 本番環境リリース



山口県地域公共交通ビジョン
に反映

山口市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 山口市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等（法第9条第4項及び第9条の3第3項に関する事項は除く）に関する事項
- （2）市が運営する有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- （1）山口市都市整備部長
- （2）一般旅客自動車運送事業者の代表者
- （3）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- （4）住民又は利用者の代表
- （5）中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （7）学識経験者

3 前項各号に掲げる者のほか、市長が会議の運営上必要と認める者を委員として加えることができる。

4 第2項第2号から第6号までに掲げる委員については、代理人を出席させることができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に掲げるもののうち、その職により委嘱又は任命された委員が、その職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

（会長）

第5条 会長は、山口市都市整備部長とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 交通会議の議決の方法は、全会一致を原則とする。ただし、議長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数をもって決するものとする。

4 第3条第2項第5号に規定する委員は、前項の議決において表決することができない。

5 第3項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(書面開催)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 緊急その他やむを得ない事由により交通会議を開催することが困難なとき

(2) 交通会議において協議が調った事項について軽微な変更(工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更(法第17条及び法第79条の7ただし書に規定する、天災等やむを得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。))や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の地域公共交通会議が軽微と認める変更)に伴う協議を行うとき

(3) 前号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認める協議を行うとき

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、山口市都市整備部交通政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。